

(平成26年4月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

中部（愛知）国民年金 事案 3704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

申立期間当時、私は学生だったので、会社を経営していた父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。父親は亡くなっており、詳細は不明だが、私が昭和55年3月に就職する際、父親から年金手帳を渡され、「国民年金は20歳の誕生日から入っている。A町役場の国民年金担当者が、20歳の誕生日まで保険料を遡って納付することができると教えてくれた。」と言われたことを覚えている。父親は、私が就職するまでの期間の保険料を全て納付してくれたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月4日にA町で払い出されていることから、この頃に申立人の父親が申立人の国民年金加入手続きを行い、この加入手続きの際に、申立人の資格取得日を遡って、46年*月*日（20歳到達日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続き時期を基準とすると、申立期間のうち、48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

さらに、申立人は、その父親から年金手帳を渡され、A町役場の国民年金担当者が、20歳の誕生日まで国民年金保険料を遡って納付することができると教えてくれたと言われたことを覚えているとしているところ、前述の国民年金

加入手続時期（昭和 50 年 12 月）は、第 2 回特例納付制度（49 年 1 月から 50 年 12 月まで）の実施期間中であり、申立人が記憶する父親から聞いた話は、加入手続当時の状況と一致している。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、20 歳となった昭和 46 年*月から申立期間直前の 48 年 3 月までの国民年金保険料については、第 2 回特例納付制度を利用し、遡って納付していることが確認できることから、申立人の父親は、申立人の保険料の未納の解消に努めていたことがうかがえるところ、当該特例納付保険料（2 万 700 円）を納付しながら、過年度保険料として納付が可能であった申立期間のうち、48 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料（1 万 5,750 円）を父親が納付していないのは不自然である。

一方、前述の加入手続時期（昭和 50 年 12 月）において、申立期間のうち、48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、既に 2 年の時効が成立していたことから、遡って納付することはできない上、第 2 回特例納付制度の納付可能期間（36 年 4 月から 48 年 3 月まで）とされていない期間の保険料であったことから、申立人の父親は当該期間の保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（岐阜）国民年金 事案 3705

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月

私は、昭和50年頃に国民年金に任意加入し、それ以降、国民年金保険料は定期的に納付しており、任意加入をやめるまでは未納にした覚えは無い。任意加入をやめた時期や保険料の納付金額は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、昭和50年12月から7年余り国民年金に任意加入し、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、国民年金保険料は定期的に納付しており、申立期間の保険料のみを未納にした覚えは無いとしているところ、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、国民年金に任意加入した昭和50年12月から申立期間直前の58年1月までの保険料を現年度保険料として納付していることが確認できる上、申立期間前後において申立人の住所に変更も無く、申立期間の保険料に係る納付書が届かなかったとする事情も見当たらないことから、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、25万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日から18年1月1日まで
② 平成17年12月14日

申立期間①について、A社には平成17年12月末まで勤務したはずなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、平成17年12月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時のA社の事業主は死亡しており、証言を得ることはできないが、後の同社の事業主（当時は、役員）及び当時の同社役員（申立人の直属の上司）は、「申立人については、年末に退職したことを覚えている。資格喪失日を平成18年1月1日として届け出るべきところを、当時の事業主が手続を誤ったと思われる。」と証言していることから判断すると、申立人は当該期間において、同社に勤務（在籍）していたことが認められる。

また、申立人から提出された「平成17年12月給与明細書」により、申立人は、

申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから確認することはできないが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における申立人に係る資格喪失日は平成17年12月29日（18年1月17日に健康保険被保険者証を添付して届出、同日処理）と記載されていることが確認できること、及び前述の当時の役員二人の証言から、事業主が17年12月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、26万3,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、25万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、25万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成5年4月から6年10月までは20万円、同年11月から7年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月及び8年1月は28万円、同年2月から同年5月までは30万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は32万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月及び9年1月は24万円、同年2月から10年12月までは30万円、15年4月から16年1月までの期間及び17年11月は41万円に訂正する必要がある。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年9月、11年1月から15年3月までの期間、16年2月から17年10月までの期間及び同年12月から20年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年9月は32万円、11年1月から同年5月までは38万円、同年6月は41万円、同年7月から12年5月までは38万円、同年6月は41万円、同年7月から13年4月までは38万円、同年5月から15年3月までの期間及び16年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月から17年10月までは41万円、同年12月は44万円、18年1月から同年3月までは41万円、同年4月から同年12月までは44万円、19年1月から20年1月までは38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間のうち、平成5年4月から20年1月までに係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から20年1月まで
申立期間について、A社に勤務した期間の標準報酬月額は、実際の給与よ

り低額になっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票から、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から8年8月までの期間、同年10月から10年12月までの期間、15年4月から16年1月までの期間及び17年11月において、24万円から44万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、18万円から53万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額又は給与額から、申立期間のうち、平成5年4月から6年10月までは20万円、同年11月から7年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月は30万円、同年12月及び8年1月は28万円、同年2月から同年5月までは30万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月は32万円、同年10月及び同年11月は30万円、同年12月及び9年1月は24万円、同年2月から10年12月までは30万円、15年4月から16年1月までの期間及び17年11月は41万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年9月、11年1月から15年3月までの期間、16年2月から17年10月までの期間及び同年12月から20年1月までの期間について、上記給与明細書及び源泉徴収票から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（8年9月は32万円、11年1月から同年5月までは38万円、同年6月は41万円、同年7月から12年5月までは38万円、同年6月は41万円、同年7月から13年4月までは38万円、同年5月から15年3月までの期間及び16年2月は41万円、同年3月は44万円、同年4月から17年10月までは41万円、同年12月は44万円、18年1月から同年3月までは41万円、同年4月から同年12月までは44万円、19年1月から20年1月までは38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、申立人の申立期間のうち、平成5年4月から20年1月までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書及び

源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額又は給与額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は給与額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年10月から5年3月までについて、上記給与明細書により確認できる保険料控除額又は給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成13年9月から15年3月までの期間、同年5月から18年4月までの期間及び同年8月から20年1月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を13年9月は20万円、同年10月から14年5月までは24万円、同年6月から15年3月までの期間及び同年5月から17年4月までの期間は26万円、同年5月から18年3月までは28万円、同年4月は30万円、同年8月から19年8月までは28万円、同年9月から20年1月までは30万円に訂正する必要がある。

また、申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成15年4月は26万円、18年5月から同年7月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①のうち、平成13年9月から20年1月までに係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月から20年1月まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月23日
⑤ 平成16年12月25日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月22日
⑧ 平成18年7月25日
⑨ 平成18年12月22日
⑩ 平成19年7月25日

⑪ 平成 19 年 12 月 21 日

A 社（現在は、B 社）での年金の記録について、申立期間①は、標準報酬月額記録が、所持している給与明細書に記載された給与額よりも低く記録されている。

また、申立期間②及び③は、標準賞与額の記録が、所持している賞与明細書に記載された賞与額よりも低く記録されており、申立期間④から⑪までは、標準賞与額の記録も無い。

申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間①のうち、平成 13 年 10 月、14 年 6 月から 15 年 3 月までの期間、同年 5 月から 17 年 9 月までの期間、同年 11 月から 18 年 4 月までの期間、同年 8 月及び同年 10 月から 20 年 1 月までの期間において、その主張する標準報酬月額（13 年 10 月は 24 万円、14 年 6 月から 15 年 3 月までの期間及び同年 5 月から 17 年 4 月までの期間は 26 万円、同年 5 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から 18 年 3 月までの期間は 28 万円、同年 4 月は 30 万円、同年 8 月及び同年 10 月から 19 年 8 月までの期間は 28 万円、同年 9 月から 20 年 1 月までは 30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成 17 年 10 月及び 18 年 9 月について、申立人から当該期間に係る給与明細書の提出は無いものの、当該期間の前後の給与明細書、課税庁から提出された 17 年分及び 18 年分給与支払報告書並びに金融機関から提出された「お取引明細表」から判断すると、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成 13 年 11 月から 14 年 5 月までについて、申立人から当該期間に係る給与明細書の提出は無いものの、i) 当該期間の直前の給与明細書で確認できる給与支給額及び保険料控除額が共に 24 万円の標準報酬月額に見合う額であること、ii) 複数の同僚から提出された給与明細書で確認できる昇給の時期、iii) 申立人の給与推移の状況を踏まえると、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間①のうち、平成 13 年 9 月について、申立人から当該期間に係る給与明細書の提出は無いものの、i) 雇用保険の記録により、資格取得時の賃金が 20 万円であることが確認できること、ii) 複数の同僚から提出された給与明細書により、資格取得月の翌月から全員について保険料控除が認められることから、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額(20

万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間①のうち、平成15年4月及び18年5月から同年7月までの期間について、上記給与明細書により、申立人は、当該期間において、26万円又は28万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、30万円又は34万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる給与支給額から、平成15年4月は26万円、18年5月から同年7月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち、平成13年9月から20年1月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主から回答は得られないものの、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額又は給与支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額又は給与支給額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年8月について、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、前記「お取引明細表」においても、当該期間に係る給与の振込額が確認できない上、同僚の給与明細書により、資格取得月における保険料の控除がなされていない者もいることが確認できることのほか、B社から回答が得られないことから、当該期間における申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③については、申立人から提出された賞与明細書により確認できる保険料控除額又は賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準賞与額を超えないと認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間④から⑪までについては、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間④から⑪までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が申立期間④から⑪までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月26日
② 平成21年7月

申立期間①及び②について、A社から賞与の支給があったので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与支給明細書（平成17年2回目賞与）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人から提出された給与支給明細書（平成21年1回目賞与）により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業

主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月28日から同年12月4日まで

私は、A社に昭和34年5月から平成9年まで継続勤務していた。同社C工場から同社B工場に転勤になった期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の回答、健康保険組合の記録、雇用保険の記録及び申立人の所持する同社B工場への異動辞令により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社C工場から同社B工場に異動した同僚9人についても、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8391

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 28 日から同年 12 月 4 日まで

A社C工場から同社B工場に転勤になった期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社C工場から同社B工場に異動した同僚9人についても、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8392

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 28 日から同年 12 月 4 日まで

A社C工場から同社B工場に転勤になった期間が厚生年金保険の未加入期間になっているが、継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の回答及び健康保険組合の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社C工場から同社B工場に異動した同僚9人についても、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8393

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 28 日から同年 12 月 4 日まで

A社C工場から同社B工場に転勤になった期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の回答及び健康保険組合の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社C工場から同社B工場に異動した同僚9人についても、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8394

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 28 日から同年 12 月 4 日まで

A社C工場から同社B工場に転勤になった期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の回答、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社C工場から同社B工場に異動した同僚9人についても、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8395

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 28 日から同年 12 月 4 日まで

A社C工場から同社B工場に転勤になった期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の回答及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社C工場から同社B工場に異動した同僚9人についても、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8396

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月28日から同年12月4日まで

A社C工場から同社B工場に転勤になった期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の回答、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社C工場から同社B工場に異動した同僚9人についても、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8397

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 28 日から同年 12 月 4 日まで

A社C工場から同社B工場に転勤になった期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の回答、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社C工場から同社B工場に異動した同僚9人についても、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8398

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 28 日から同年 12 月 4 日まで

A社C工場から同社B工場に転勤になった期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の回答、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社C工場から同社B工場に異動した同僚9人についても、同社B工場での厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成11年7月から12年9月までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成15年4月、同年7月及び同年8月について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、2万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月から15年8月まで
② 平成15年4月25日

申立期間①について、A社で実際に支払われた給与額より、標準報酬月額が低く記録されている。調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②について、給与明細には他の月には支払われていない「有給戻し金」が記載されている。調査して当該期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成11年7月から12年9月までについては、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、11年7月から同年9月までは15万円と記録されていたが、同年11月12日付けで、同年7月1

日まで遡って10万4,000円に引き下げられるとともに、当該遡及訂正処理日と同日に同年10月1日の標準報酬月額を10万4,000円とする定時決定処理が行われ、13年7月まで同額であることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において上記処理日に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚30人のうち、27人についても、申立人と同様に平成11年11月12日付けで、同年7月1日まで遡って、標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給与明細により、申立人は、平成11年7月から13年7月までは、おおむね上記遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与が支給されていることが確認できる上、A社に係る滞納処分票によれば、当該遡及訂正日において、同社には厚生年金保険料の滞納があったことが確認でき、同社の元顧問社会保険労務士は、「A社の経営状態は悪く、厚生年金保険料を滞納していた。滞納について、社会保険事務所（当時）に相談したところ、標準報酬月額を引き下げたらどうだと提案された。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成11年11月12日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、また、同日に行われた定時決定処理は、遡及訂正処理と一体的に行われたものと考えられ、社会保険事務所が行った一連の処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正であったとは認められないことから、当該遡及訂正処理及び定時決定処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額を申立期間①のうち、同年7月から同年9月までは事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に、同年10月から12年9月までは標準報酬月額の決定の基礎となる11年5月から同年7月までの総支給金額から、15万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日後の最初の定時決定処理（平成12年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が10万4,000円と記録されているところ、当該処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係がうかがわれる事情は見当たらず、社会保険事務所の事務処理が不合理であったとまでは言えない。

2 申立期間①のうち平成15年4月、同年7月及び同年8月については、上述の給与明細により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主からも回答を得ることができず、このほ

かに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成12年10月から15年3月までの期間、同年5月及び同年6月については、上記の給与明細において確認できる保険料控除額又は給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間②について、申立人から提出された給与明細により、「有給戻し金」として報酬（2万7,500円）が支払われ、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社の同僚は、「有給戻し金は、余った有給を買い取っていたものである。」と回答しているところ、日本年金機構は、「有給を買い取ることで支払われる報酬は賞与とみなす。」と回答していることから、申立人は、当該期間において、同社から2万7,500円の賞与が支給されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、平成15年4月分の給与明細により推認できる保険料控除額から、2万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主からも回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から53年7月まで

私は、詳細な記憶は無いものの、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間前後の期間の保険料は未納ではないことから、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が明確ではないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録によると、申立人は、国民年金被保険者資格を、昭和39年3月にその夫と共に喪失し、再度、53年8月に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できるところ、オンライン記録によると、夫は、共済年金を受給していることから、加入期間は特定できないものの共済組合員であったと考えられ、申立期間当時、夫が共済組合に加入したことにより、申立人は国民年金の任意加入対象者となったため、国民年金被保険者資格の喪失手続をとったものと推察される。このことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8400（愛知厚生年金事案 7650 及び中部（愛知）厚生年金事案 8129 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 26 日から 58 年 6 月 5 日まで

前回の申立てについて、認められなかったことに納得がいかない。A社（現在は、B社）に係る新たな資料として、父の葬儀に係る「葬儀記録書綴」を提出するので再度審議し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る当初の申立てについて、雇用保険の記録及び申立人が保管する申立人の父の香典帳の記載内容から判断すると、申立人は当該期間のうち、昭和 58 年 2 月 26 日から A社に勤務していたことが認められるものの、i) B社は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて不明。」と回答していること、ii) 同社の回答及び複数の同僚の証言から、当該期間当時、同社では入社と同時に全ての従業員に対して厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかった状況がうかがえること、iii) 雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間のうち、57 年 10 月 4 日から 58 年 2 月 25 日までの期間について、失業給付（基本手当）を受給していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 25 年 3 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間に係る 2 回目の申立てについて、申立人は、「前回の申立てについて、認められなかったことに納得がいかない。申立期間に A社に勤務したことに間違いは無い。C 公共職業安定所及び D 年金事務所では、私の主張を認めてくれた。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、C公共職業安定所及びD年金事務所は、「申立人の主張を認めたことは無い。」と回答しており、当該申立人の主張は、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、既に年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づく平成25年11月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 これに対し、今回、申立人は、「A社に係る新たな資料として、父の葬儀に係る「葬儀記録書綴」を提出するので、再度審議してほしい。」と主張し、3回目の申立てを行っている。

しかし、今回提出された「葬儀記録書綴」で確認できるA社の名称及び同社課長名等の記載内容は、初回申立時に申立人から提示された香典帳で確認した記載内容と同じ内容であることから、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月から 7 年 12 月まで

私は、平成 5 年 5 月に A 社に入社し、試験採用が 3 年間に及んだが、正社員と同じ勤務をしていた。しかし、厚生年金保険被保険者となっていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の回答及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間に同社に在籍していたことが認められる。

しかし、A 社は、「申立人は正社員ではなくアルバイトだった。アルバイトは、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」と回答している。

また、申立期間に記録が確認できる複数の同僚は、「自分は正社員だった。A 社はアルバイトに厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった。」旨回答している。

さらに、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち 7 人は、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を同日付けで取得しているところ、申立人は雇用保険の記録が確認できない。

加えて、A 社は、申立人の申立期間の保険料控除に係る資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 20 日から 53 年 6 月 26 日まで
② 昭和 54 年 5 月 1 日から 57 年 5 月 18 日まで
③ 昭和 58 年 9 月 8 日から 59 年 7 月 31 日まで
④ 昭和 59 年 9 月 1 日から平成元年 8 月 31 日まで
⑤ 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 9 月 30 日まで

自宅の整理をしていたら、A事業所に勤務していた時の給料明細表が出てきた。給料明細表に支給された時期の記載は無いが、「B氏の餞別」と記載された月のものもあり、昭和 55 年、56 年頃の給料明細表だと思う。年金記録では、給料明細表に記載してある支給額より低い標準報酬月額となっているので、同事業所に勤務していた期間全般について、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、提出した給料明細表について、「B氏の餞別」と記載された月のものもあり、昭和55年、56年頃の給料明細表だと思うと主張している。しかし、A事業所は、「B氏が申立人の勤務していたC県担当であったのは平成3年10月までであった。」、「当該明細表に記載されている「購読券」は購読料の半額補助を意味し、給料明細表記載の金額(1,180円、1,380円)は、平成3年(2,360円)、4年(2,750円)の購読料と符合することから、平成3年から4年までのものである。」と回答している。

また、A事業所は、前述の給与明細表について、「申立人の報酬の範囲は、給料明細表の支給欄にある固定手当、家族手当、奨励金、勤続手当、精勤手当、日当、特別手当及びカード料の合計額である。」、「申立人の保険料控除額は、給料明細表の控除欄に記載された社会保険料額から支給欄記載の保険料額を

控除したものである。」と回答しており、このことは同社から提出された賃金台帳（平成4年分）の記載額と符合している。

これらのことから、申立人が提出した給料明細表の支給時期は、平成3年及び4年のものと認められる。

申立期間①について、申立人は給料明細表を所持しておらず、A事業所にも賃金台帳が保管されていないことから、当該期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できないほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③について、A事業所から提出された当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届に記載された標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、申立人は当該期間の給料明細表を所持しておらず、A事業所にも賃金台帳が保管されていないことから、当該期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できないほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、A事業所から提出された昭和60年から平成元年までの期間に係る健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書に記載されている申立人の給与額は、昭和60年5月及び同年7月、62年5月から同年7月までの期間並びに平成元年5月及び同年6月については、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であり、昭和60年6月、61年5月から同年7月までの期間、63年5月から同年7月までの期間及び平成元年7月については、低額となっている。

しかし、申立人は申立期間④に係る給料明細表を所持しておらず、A事業所にも賃金台帳が保管されていないことから、当該期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない上、昭和60年10月、61年10月、62年10月、63年10月及び平成元年10月の標準報酬月額の定時決定は、各年の5月から7月までの報酬月額で算定されるところ、これら定時決定の標準報酬月額は、各年の5月から7月までの報酬月額の平均額に整合し、不自然な点はない。（平成元年10月の標準報酬月額については、同年8月28日に定時決定が行われたものの、申立人は同年8月30日に資格喪失しているため、改定は行われなかった。）

また、申立期間④のうち、昭和59年9月から60年4月まで、同年8月から61年4月まで、同年8月から62年4月まで、同年8月から63年4月まで、同年8月から平成元年4月までについては、申立人は申立期間④に係る給料明細表を所持しておらず、A事業所にも賃金台帳が保管されていないことから、当該期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、前述のA事業所の回答により、申立人から提出された給料明細表から算出した申立人の給与額及び同事業所から提出された賃金台帳（平成4年）により、3年4月、同年5月、同年9月から4年1月までの期間及び同年4月から同年7月までの期間に係る申立人の給与額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額、3年6月から同年8月までについては、オンライン記録の標準報酬月額よりも低額であり、4年2月、同年3月及び同年8月は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う給与額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給料明細表から算出される申立人の給与額及び賃金台帳（平成4年）に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑤までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月 1 日から同年 2 月 7 日まで
A社には平成 19 年 1 月から勤務したが、会社の事務処理誤りにより、厚生年金保険への加入は、同年 2 月 7 日からとなっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された日報並びに同社は、「申立人は平成19年1月1日付けで正社員として採用され、入社と同時に社会保険に加入させるところ、前任者の事務処理誤りで空白期間が生じた。」と回答していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び雇用保険の記録によると、申立人の同社における資格取得日は、いずれも平成19年2月7日と確認でき、オンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

私は、平成 15 年 12 月に A 社から B 社に出向したが、間違いなく A 社から賞与を受け取ったにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険料を控除されたと思うので、賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立期間に係る賞与支払届の写しにより、申立人は、当該期間において、同社から賞与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人は、当該賞与の支給日（平成 15 年 12 月 12 日）の 4 日後の同年 12 月 16 日に A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

また、A 社は、「申立てに係る届出は行っているが、申立人は平成 15 年 12 月 16 日に出向（資格喪失）しており、当該賞与に対して、厚生年金保険料は発生していないと思われる。賞与明細書等の関連書類が廃棄済みのため、申立てに係る厚生年金保険料を申立人の賞与から控除したかどうかは不明である。」と回答している上、申立人は賞与明細書を所持していないことから申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、当該賞与の支給月である平成15年12月は、申立人がA社において厚生年金保険被保険者とはならない月であり、当該月に同社から支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8405

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月から 31 年 1 月 1 日まで

私は、A社B支店に昭和 29 年 8 月から勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は 31 年 1 月からとなっている。調査をして年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社B支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、前述の社員名簿には、昭和 28 年 9 月 11 日に臨時従業員として入社、31 年 1 月 1 日に作業員を命ずると記載されており、これらの年月日は、それぞれ雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日と符合する。

また、A社B支店で事務員の社会保険事務を担当していた者は、「事務員は試雇、作業員は試傭という試しの期間があった。その後本採用となった時点で厚生年金保険の加入手続が行われていた。」と回答している。

さらに、申立期間にA社B支店において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚及び申立人と同様に昭和 31 年 1 月 1 日から厚生年金保険被保険者記録のある同僚についても、複数の者が雇用保険の資格取得後 1 年以上経過した時点で、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、同僚の一人が、「臨時職員という扱いがあり、2、3年は本採用になれない場合もあった。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8406

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月 22 日から 47 年 5 月 21 日まで
② 昭和 53 年 7 月 1 日から 58 年 11 月 2 日まで

申立期間①について、私はA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、私はB社（現在は、C社）に入社し、派遣先の部品工場（事業所名称不明、勤務場所はD県E郡F町）、G社H製造所、部品工場（事業所名称不明、勤務場所はI県J市）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。派遣されていた期間に係る給料はB社から支給されており、同社で雇用されていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間にA社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が記憶している同社の業務内容と申立人が記憶している業務内容が一致していることから、申立人が同社に勤務していたことはいかゞえらる。

しかし、上述の複数の同僚は、申立人を記憶しておらず、申立人のA社における勤務実態について確認できない。

また、A社は、「当時の資料が無く、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、申立期間①に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間のうち、昭和56年5月27日から57年2月18日までの期間及び同年2月27日から58年8月31日までの期間について、B社で勤務していたことが確認できる。

しかし、C社は、「過去10年間ぐらいの資料は保管してあるが、それ以前の資料は無いため、申立人の勤務実態、業務請負先、申立期間当時の事務担当者及び業務請負先に派遣されていた社員に対する厚生年金保険加入の取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、申立期間②にB社で厚生年金保険の被保険者記録のある同僚に照会したが、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

さらに、申立期間②に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

なお、申立人が派遣先として記憶しているG社H製造所は、「申立期間当時、人材派遣からの労働者はいたと思う。派遣されてきた労働者については、当社では厚生年金保険に加入させていない。派遣元が加入させていたかは不明である。」と回答しており、また、申立人が主張する2つの部品工場については、申立人は、事業所名称及び勤務していた同僚の氏名（姓のみ記憶）を覚えていないため、特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8407

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月6日から26年2月18日まで
② 昭和26年6月1日から27年8月27日まで

私は、結婚を理由にA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和28年7月15日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間②の事業所を退職後、39年7月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。